

公益財団法人広島県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

令和6年5月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって、迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

2 この規程における競技者等とは、スポーツ仲裁規則第3条第2項の規定によるものをいう。

第3条 本会の加盟団体は、第1条及び第2条の趣旨に鑑み、加盟団体自ら同様の規程を制定するなど、自動応諾条項（競技者等が競技団体〔スポーツ仲裁規則第3条第1項に定める団体をいう。〕が行う決定に対する不服申立てを行った場合、スポーツ仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決を委ねる規程等の制定）の採択に努めるものとする。

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。